

【アメリカ】2018 会計年度予算の動向

2017 年 10 月から始まった 2018 会計年度予算は、トランプ大統領の公約であるメキシコ国境の壁の建設費用や、幼少時に親に連れられて不正入国した若者の強制送還延期措置廃止などの課題に対応できず、これまで 5 回の短期の暫定予算（継続予算決議）でしのいでいる。2018 年 2 月 9 日に制定された 5 回目の暫定予算（P.L.115-123）では同年 3 月 23 日までの予算が認められた。そのほか、2020 年の国勢調査実施のための予算、2017 年に発生したハリケーン及び山火事の被害への支援及び被害者に対する減税措置、2019 年 3 月 1 日までの債務上限の延長、2 年間の歳出上限の緩和等が認められた。歳出上限については、2011 年予算管理法（P.L.112-25）で以後 10 年間の歳出上限額を規定している（本誌 263 号（2015 年 3 月）pp.11-31 参照）が、国防費・非国防費に 2 年間で合計約 3000 億ドル（約 33 兆 3000 億円）の増額を認めるものである。

前海外立法情報調査室・原田 圭子

・ <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/1892>

【アメリカ】連邦政府機関ウェブサイトのモバイル対応化

2018 年 1 月 10 日、連邦政府機関ウェブサイトのモバイル対応を義務付ける法律が制定された（P.L.115-114）。2016 年 11 月、行政予算管理局（OMB）が連邦機関のウェブサイトによる情報提供サービスについて、18 項目から成る指針を発表した。指針の主な項目は、ウェブサイトは各機関で統一して作成すること、利用者のフィードバックを活用すること、情報は検索でき発見しやすくすること、情報を公開すること、複数の機器に対応すること、プライバシー保護・情報セキュリティに留意することなどである。2017 年 11 月に発表された調査では、全体の 40% がいまだスマートフォン、タブレットなどへのモバイル対応をしていなかった。この法律では、法律施行後 180 日以降に連邦機関のウェブサイトを公開あるいは更新する場合には、必ずモバイル対応したウェブサイトにしなければならないとし、また、OMB が定期的にその対応状況を公表し、連邦議会に報告することを求めている。

前海外立法情報調査室・原田 圭子

・ <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/2331>

・ <https://www.whitehouse.gov/sites/whitehouse.gov/files/omb/memoranda/2017/m-17-06.pdf>

【カナダ】緩和ケアの枠組み策定に関する法律

2015 年 1 月に連邦最高裁判所が安楽死を合法と認める判決を下し、12 か月以内の法制化を命じたことをきっかけに、終末期医療における緩和ケア体制の不備、特に深刻な地域間格差が明らかとなった。この問題に国全体として統一的に対応するため、2017 年 12 月 12 日、全 4 か条から成る緩和ケアの枠組み策定に関する法律が制定された（S.C.2017, c.28）。同法は、保健大臣が、州・準州政府及び緩和ケア提供事業者と協議の上で、病院、介護施設、在宅ケア及びホスピスを含む緩和ケア体制の枠組みを構築することを定める。その枠組みには、緩和ケアの定義の明確化、緩和ケア教育に関するニーズの把握、緩和ケア提供者への支援措置、緩和ケアを促進する方法等が含まれる（第 2 条）。保健大臣には、法律施行後 1 年以内に緩和ケアの枠組みを策定し議会に報告すること及びその後 5 年以内に実施状況も報告すること、それらをウェブサイトで公開することが義務付けられている（第 3 条、第 4 条）。

国土交通課・塚田 洋

・ http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/AnnualStatutes/2017_28/page-1.html

【EU】視覚障害者等の著作物へのアクセス促進に関する立法

EU は 2014 年 4 月、視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約（2013 年 6 月 27 日採択、2016 年 9 月 30 日発効）に署名した。条約の規定内容に対応するため 2 つの法令が制定され、2017 年 9 月 20 日に公布された。1 つ目の指令（Directive (EU) 2017/1564）では、視覚障害者等が利用可能な、代替的な手段・形態による著作物の複製物を、著作権者の許諾なく作成し、利用、譲渡、貸与等を行うことを可能とするため、加盟国が国内法において権利制限規定を設けることを定めている。2 つ目の規則（Regulation (EU) 2017/1563）では、指令に従った国内法に基づき作成された複製物について、条約の締結国間で輸出入を可能とすることを定めている。他国の視覚障害者等への提供に当たっては、加盟国が定める公認機関によって、他国の公認機関を通じ又は直接行うことが可能となる。EU 理事会は 2018 年 2 月 15 日、条約の批准を承認する決定を採択した。

海外立法情報課・島村 智子

- ・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R1563>
- ・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017L1564>

【EU】労働環境における発がん性物質に関する規制強化

2017 年 12 月 27 日、「職場における発がん性物質又は突然変異原物質へのばく露に関するリスクからの労働者保護に関する指令」（2004/37/EC）を改正する指令が公布された（Directive (EU) 2017/2398）。2004 年制定の同指令は、労働者の健康・安全の保護を目的として、発がん性物質又は突然変異原物質へのばく露に関する事業主によるリスク評価、代替物質の使用や防護措置の実施、ばく露量の上限、リスクのある業務に従事する労働者の健診などについて規定したものである。改正指令により、ばく露量上限を定める物質について、上限の引下げや 11 種類の追加が定められた。また健診について、ばく露終了後も必要な期間継続するよう、医師又は所管官庁が指示できることが規定された。さらに、生殖毒性物質（生殖過程に悪影響を及ぼす物質）を指令の対象に含める可能性について欧州委員会が 2019 年第 1 四半期までに評価を行い、必要に応じ立法提案を行うことが定められた。

海外立法情報課・島村 智子

- ・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017L2398>

【フランス】子ども向け番組でのコマーシャル規制

2016 年 12 月 20 日、公共テレビ放送（インターネット放送を含む。）の子ども向け番組でのコマーシャルの放送を禁止する法律が成立し、2018 年 1 月 1 日に施行された。同法は、コマーシャルの影響を受けやすい子どもの肥満やモノの過剰消費を防ぐためのものである。同法により、12 歳以下の子どもを対象とした番組の放送中及びその前後 15 分間は、健康や子供の発達に関するサービス及び公益に関するキャンペーンのための文字広告以外のコマーシャルの放送が禁止される。法律制定前の 2016 年 9 月に、調査会社 IFOP が 18 歳以上のフランス人 1,005 人を対象に実施した調査では、87%がコマーシャル規制に好意的であった。一方、広告収入の損失は 2000 万ユーロ（1 ユーロは約 135 円）と見積もられ、特に子ども向け番組での広告収入が多いアニメーション業界は規制に反発していた。政府は、広告収入の補填やアニメーション産業の振興として年間 2900 万ユーロを支出するとしている。

海外立法情報課・安藤 英梨香

- ・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/12/20/MCCX1526288L/jo/texte>

【フランス】テレワーク促進のための規定

ミュリエル・ペニコ（Muriel Pénicaud）労働大臣は、フランスの従業員の 61%がテレワークを望んでいるが、実際にテレワークを実践できている従業員は 17%しかいないと述べ、労働法改正を通してテレワークを奨励するとしていた。2017 年 9 月に、5 つのオルドナンス（委任立法）による労働法の改正（本誌 274-1 号（2018 年 1 月）pp.16-19 参照）が行われた。うち「労使関係の予測可能性と安定性に関する 2017 年 9 月 22 日のオルドナンス」第 21 条で、テレワーク促進のための規定が定められた。全ての従業員がテレワーカーとして働く権利を有し、テレワークを利用する従業員は、企業の敷地内で働く従業員と同様の権利を有することが定められた。今後は、テレワークでの勤務を雇用者が拒否する場合には、正当な理由を示さなければならない。また、勤務時間中にテレワークが行われる場所で発生した事故については、社会保障法上の労働災害とみなされることも定められた。

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/ordonnance/2017/9/22/MTRT1724787R/jo/texte>

【ドイツ】カーシェアリング法の制定

カーシェアリングの優遇に関する法律（BGBl. I S. 2230）が 2017 年 7 月 12 日に公布され、9 月 1 日に施行された。自動車を共同利用するカーシェアリングは、個々人の運転を減らし、環境保護に寄与するとされる。同法は、シェアリング車両のための公道上駐車場の優遇措置と駐車料金の免除・減額について基準を策定し、当該車両の標識を規定した。同法は、全 7 条（適用範囲、定義、優遇、標識、公道領域の特別使用、報告、施行）で構成される。公道上に駐車区域を認める優遇期間は、8 年間とされた。また、連邦交通・デジタルインフラ省、連邦経済・エネルギー省及び連邦環境・自然保護・建設・原子炉安全省は、2021 年 7 月 1 日まで共同でこの法律の影響について評価することが規定された。連邦交通・デジタルインフラ省によれば、2017 年初頭時点のドイツでの実施市町村は 597、登録顧客 1715 万人、当該車両 17,200 台で（1 台当たり約 99 人）、車両の 10.4%が電気自動車である。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/788/78851.html>

【ドイツ】障害者平等法の 2018 年施行—知的障害者等のための平易な言語の使用—

障害者平等法の 2016 年 6 月の改正により、連邦機関は知的障害者及び精神障害者のため、「平易な言語」で情報提供することが定められ、同年 7 月に施行された（同法第 11 条。本誌 268-2 号（2016 年 8 月）pp.10-11 参照）。この改正は、情報及び意思疎通のバリアフリーを規定した国連障害者権利条約に合致するもので、「平易な言語」とは、重度の障害者も理解できるよう、スペルや文法に関する一定のルールに基づき、大きな文字や絵図を活用したものである。さらに、同じ改正法による次の規定が、2018 年 1 月に施行された。連邦機関は、知的障害者等が理解できるような簡単かつ分かりやすい言葉で意思疎通を図るものとし、さらに、要請に応じて、決定通知、一般処分、公契約及び書式を簡単かつ分かりやすい方法で説明するものとする。説明が不十分な場合には「平易な言語」で説明を行うものとする。また、その費用は連邦機関が個別に必要な範囲まで負担しなければならない。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/717/71708.html>

【ロシア】南オセチア軍のロシア軍への統合

2018年2月5日連邦法第2号「南オセチア共和国軍の個別の部隊をロシア連邦軍に編入する手続に関するロシア連邦及び南オセチア共和国間の協定の批准について」が施行された。南オセチアはジョージア北部に位置する地域であるが、ソ連崩壊後の内戦を経て親露派政権が実効支配してきた。2008年のグルジア（ジョージア）戦争後にはロシア政府の後押しを受けて南オセチア独立勢力が「南オセチア共和国」として独立を宣言したものの、国際的には承認されていない。また、南オセチアの人口は5万3000人程度に過ぎず、目立った産業も存在しないことから、ロシアへの依存度は極めて高い。こうした中で2017年3月、南オセチア側の武装勢力（自称「南オセチア共和国軍」）をロシア連邦軍に編入する協定がロシア政府と「南オセチア共和国」の間で締結された。今回の連邦法はこれを正式に批准するものであり、ロシアと南オセチアの実質的な一体化が更に進むと見られる。

前海外立法情報課・小泉 悠

・ <http://kremlin.ru/acts/news/56795>

【ロシア】サッカーワールドカップの違法入場に関する対策

ロシアでは2018年6月から7月にかけて国際サッカー連盟の世界大会（以下「FIFA ワールドカップ」）が開催されるため、違法入場対策として、2018年2月5日連邦法第13号「2018年FIFA ワールドカップ入場券に関する違法行為に対して行政的責任を導入することを目的とするロシア連邦行政規則違反法典の改正について」が施行された。同法によってロシア連邦行政規則違反法典第14章第15条に補足第2条が新設され、営利目的であるか否かにかかわらず、FIFAと正式な契約を結ばずに入場券を販売、転売、割当て、配布及び交換その他の方法に使用することが禁止された。罰則は、個人の場合にはチケット価格の20倍から25倍の罰金（5万ルーブル（1ルーブルは約2円）未満）、大会関係者の場合には25倍から30倍の罰金（15万ルーブル未満）、法人の場合には50万ルーブル以上100万ルーブル未満又は営業停止90日間等とされている。

前海外立法情報課・小泉 悠

・ <http://kremlin.ru/acts/news/56786>

【韓国】離婚後300日以内に生まれた子の嫡出推定の排除を容易にするための法改正

日本と同様に、韓国の民法においても、婚姻終了後300日以内に生まれた子を前夫の嫡出子と推定（以下「嫡出推定」）する規定が置かれていた（第844条）。しかし、2015年4月30日、憲法裁判所は同規定に対し、憲法不合致決定（違憲状態だが直ちに無効とはしない）を下した（本誌264-1号（2015年7月）p.32参照）。これを受けて2017年10月31日、民法が改正され、①母又は母の前夫が家庭法院（家庭裁判所に相当）に嫡出否認の許可を請求し認められたとき（第854条の2）、又は②父が家庭法院に認知の許可を申請し認められた後、実子として届け出たとき（第855条の2）は、従前のように嫡出否認の訴えを起さなくても、嫡出推定を排除することが可能となった（2018年2月1日施行）。家庭法院は科学的方法や長期間別居等の事情を考慮し、①及び②の許可の可否を決定する。ただし、既に婚姻中の子として届け出た場合はこの限りでない。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q1F7N0N9M2J6D1V3D4O3Z3V4K4Z2Z9

【韓国】加熱式たばこに対する増税

韓国の一般的な紙巻きたばこ（20本）は4,500ウォン（1ウォンは約0.1円）、「紙巻き型電子たばこ」と呼称される加熱式たばこ（20本）は4,300ウォンであり、両者に大きな価格差はない。しかし、両者の価格に占める税金・負担金の額は、紙巻きたばこ（20本）が3,323ウォン、加熱式たばこ（20本）が1,739ウォンと大きな差があり、税負担の公平性の観点から問題となっていた。これを是正するため、2017年11月16日に個別消費税法が、同年12月26日に地方税法が、同年12月30日に国民健康増進法が改正された。これにより、加熱式たばこに課される個別消費税、たばこ消費税、地方教育税及び国民健康増進負担金がそれぞれ引き上げられ、加熱式たばこ（20本）の価格に占める税金・負担金の額は2,986ウォンに上昇した。今回の一連の法改正後、一部の加熱式たばこは4,500ウォンに値上げされた。

海外立法情報課・藤原 夏人

- http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K1W7K0Q8E2A2D1F2O5Q7M0F3O2V1O7
- http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_T1O7K1J1M3W0N1Y0U4J8R2X6K9A6W1
- http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_J1D7H1U1I2A3W1M4U4I3K4X8C8K2E5

【韓国】年金分割のための婚姻期間の算定に係る法改正

韓国の国民年金法では、離婚後の年金分割について、婚姻期間における元配偶者の国民年金加入期間が5年以上ある場合には、元配偶者が老齢年金の受給権者となり、かつ本人が60歳になった時点から、婚姻期間分に相当する老齢年金を元配偶者と均等に分割した金額を受給できると規定され、別居等の期間も婚姻期間に含まれていた（同法第64条）。同規定に対し、2016年12月、憲法裁判所は、実質的な婚姻関係が存在しなかった期間も一律に婚姻期間に含まれることは財産権の侵害であるとして憲法不合致決定（違憲状態だが直ちに無効とはしない）を下した。これを受けて2017年12月19日、同法が改正され、年金分割のための婚姻期間の算定に当たり、別居、家出等の事由により実質的な婚姻関係が存在しなかった期間を除くことが明記された（2018年6月20日施行）。なお、婚姻期間の具体的な認定基準等については大統領令で規定される。

海外立法情報課・藤原 夏人

- http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_J1J7W1R1O2G3C1D9O1W5A4G1X3Y7A9

【中国】法規制定手続に関する法改正

国務院が制定する行政法規と各省庁が制定する規則の制定手続は、立法権限や立法手続について定める立法法に基づき、それぞれ行政法規制定手続条例と規則制定手続条例により定められている。2017年12月22日、現行の両条例（2002年1月1日施行）が改正され、2018年5月1日から施行されることになった。今回の改正は、2015年3月の立法法改正の趣旨に従い、立法とその手続の合理化・簡素化及び質的向上を目的とするものである。両条例の改正により、行政法規、規則のどちらについても、①制定に際して党の路線や政策方針を徹底すること、②草案とその説明文書を原則として公開し30日以上意見公募を行うこと、③「改革の全面的深化」の政策方針、国内の経済・社会の発展の必要性及び上位法の規定に基づき速やかに見直しを行うこと、④制定後に評価を実施し関係法規等の改廃の参考とすべきことなどが定められた。

海外立法情報課・岡村 志嘉子

- http://www.chinalaw.gov.cn/art/2018/1/16/art_12_207214.html
- http://www.chinalaw.gov.cn/art/2018/1/16/art_12_207215.html

【中国】租税法律主義の強化—船舶トン税法と葉たばこ税法の制定—

立法権限や立法手続について定める中国の立法法は、2015年の法改正で、税目の設置、税率の確定、徴収管理など税の基本制度は法律で定めなければならないとする明文規定を設けた。現行の税法は、個人所得税法、企業所得税法、車両船舶法、環境保護税法等があるものの、税目の相当数が法律より下位の行政法規等によっている。そのうち、海外の港から入国する船舶に課税する船舶トン税、葉たばこ買入業者に課税する葉たばこ税について、それぞれ船舶トン税法と葉たばこ税法が、2017年12月27日、第12期全国人民代表大会常務委員会第31回会議で可決、成立し、同日公布された（両法とも2018年7月1日施行）。いずれも従来の行政法規（船舶トン税暫定条例、葉たばこ税暫定条例）を法律に格上げすることが主たる立法目的であり、規定内容に特段の変更はない。今後も、関税法、資源税法等の制定が予定されている。

海外立法情報課・岡村 志嘉子

- ・ http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/12/28/art_11_207054.html
- ・ http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/12/28/art_11_207053.html

【シンガポール】電動補助自転車登録規則

政府は自転車、電動補助自転車及びキックスクーター等のパーソナル・モビリティ・デバイスによる交通事故の増加に対応するため、2017年1月10日、アクティブ・モビリティ法を制定した（本誌271-1号（2017年4月）pp.24-25参照）。同年8月14日には、新たに電動補助自転車の登録等を義務付ける規則（G.N. No. S 451/2017）が制定された。個人登録が可能なのは16歳以上の者に限られ、登録から3日以内のナンバープレート取付けも義務化された。また、所有権が移転した場合は、7日以内に登録するものとされる。未登録の電動補助自転車を使用した者には、2,000ドル（1シンガポールドルは約81円）以下の罰金若しくは3か月以下の懲役又はその両方が科される。ナンバープレートの取付け義務違反には1,000ドル以下の罰金若しくは3か月以下の懲役又はその両方が科される。

前海外立法情報課・合地 幸子

- ・ <https://sso.agc.gov.sg/SL/RTA1961-S451-2017?DocDate=20171206>